

介護サービス情報の公表制度における調査に関する徳島県の指針

1 目的

情報公表制度においては、利用者が事業者を選択する際の情報が適正に公表されることが重要であり、情報の正確性を担保するため、この指針に基づき必要な調査を実施する。

2 調査方針

(1) 調査を実施すべきと考えられる事項

- ・新規開設時

新規開設時に虚偽報告等の疑いがあり調査をすることが必要と判断される場合、開設時実地指導と同時に調査する。

- ・事業者自ら調査を希望する場合

事業者の希望に応じ、全ての項目若しくは運営情報を実地調査と同時に調査する。

(2) 他制度等との連携等より効率的に実施することが可能と考えられる事項

- ・公表内容について、利用者等から虚偽報告の通報があった場合

通報があった項目を中心に実地指導又は監査と同時に調査する。

- ・実地指導等と同時実施

実地指導及び監査時に虚偽報告等の調査の必要性を検討し、必要がある場合実施する。

(3) 調査を行わないなどの配慮をすることが適切と考えられる事項

- ・外部評価が義務づけされている地域密着型サービス事業所

附 則

この指針は、平成24年4月1日から実施する。